令和８年１１月吉日
南房総市子ども教育課

認可外保育施設等を利用される（されている）方へ

※ ただし、認可保育所、幼稚園を同時に利用されており、保育料が無償となっている方は対象外です。

○認可外保育施設等利用料

３歳から５歳児は月額４０，３００円まで、０歳から２歳児の市町村民税非課税世帯は月額４５，７００円までの利用料が無償となります。

※年齢は、令和９年４月１日現在の年齢です。年度途中で３歳になった場合は翌年度から対象となります。

３歳から５歳児・・・令和３年４月２日～令和６年４月１日生の子ども
０歳から２歳児・・・令和６年４月２日生以降の子ども

○対象となる施設、事業等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

○施設等利用給付認定申請

無償化の対象となるには、保護者の住所のある市町村に施設等利用給付認定申請を行い、保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受ける必要があります。

◆保育の必要性の認定

保護者の状況		期　間
就労	会社自宅を問わず月52時間以上就労している場合	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	産前8週・出産日の8週後の月末まで
疾病・障害	病気や障害がある場合	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している場合	介護・看護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害などの復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	90日間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	必要な期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他	上記に類する状態にある場合	必要な期間

《　裏面につづく　》

施設等利用給付認定申請について

１　提出書類

①　子育てのための施設等利用給付認定申請書
②　個人番号（マイナンバー）提供書
　※過去に提出済みの方は不要。
③　保育の必要性を証明する書類（父、母）
　就労証明書、母子手帳、診断書など
④　保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

※既に認定を受けている方も、年に１度、保育を必要とする認定内容を確認しますので、必ず申請期限内に書類を提出してください。

２　申請場所

南房総市教育委員会　子ども教育課
南房総市役所丸山分庁舎　南房総市岩糸２４８９番地

３　申請期間

・令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金）の平日
　午前８時４５分～午後５時００分
・令和８年１２月５日（土）・６日（日）
　午前１０時～午後３時

※この期間を過ぎても申請できますが、無償化の対象となる月が遅れる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先：南房総市教育委員会子ども教育課　ＴＥＬ：0470－46－2966

